

令和 3 年第 1 0 回

おおい町農業委員会議事録

おおい町農業委員会  
(令和 3 年 1 0 月 2 7 日)

召集年月日 令和3年10月27日（水）

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 令和3年10月27日 午前8時59分

閉会 令和3年10月27日 午前9時52分

出席委員（11名）

1番 松井厚雄（職務代理者） 2番 渡邊典子 3番 松尾 豊  
4番 桑田一広 5番 塩野鐘吉 6番 菅原節夫  
8番 古池洋子 9番 岩崎誠一 10番 早川和夫（会長）  
11番 谷口浅雄 12番 細川正博

欠席委員（2名）

13番 瀧下光生 14番 田中久博

出席事務局

局長 奥 治房 次長 小西 守 書記 藤原昭洋  
谷口有利子

提出議案

議案第27号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権  
移転許可申請審議について  
議案第28号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及  
び使用貸借権設定許可申請審議について  
議案第29号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及  
び所有権移転許可申請審議について  
議案第30号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及  
び所有権移転許可申請審議について  
議案第31号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及  
び貸借権設定許可申請審議について

局長 皆さんご苦労様です。  
ただ今から、令和3年第10回おおい町農業委員会を開催いたします。  
本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、  
13番 瀧下委員、14番 田中委員の2名より欠席の連絡を受けております。  
本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております5議案を予定しております。  
それでは開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。  
会長、よろしく願いいたします。

会長 本日は、令和3年第10回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。  
それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開会]  
議長

それではただ今から議事に入ります。  
本日の出席委員は、11名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

[日程 1]

議長 日程1 会議録署名委員の指名についてであります、恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは 6番 菅原委員さんと12番 細川委員さんを指名いたします。

[日程 2]

議長 日程2 議案第27号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題とします。





議 長 ご報告ありがとうございました。  
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告が  
ございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませ  
んか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第28号 農  
地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権  
設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県  
へ進達するものといたします。

#### [日程 4]

議 長 日程4 議案第29号 農地法第5条第1項の規定による  
農地の転用及び所有権移転許可申請審議について を議  
題といたします。

それでは、議案の内容について事務局から説明をお願い  
します。

局 長 はい、議長。

議案第29号は、〇〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地  
に、〇〇在住の〇〇〇氏が、家族とともに居住する住宅を  
建築するため転用する申請であります。

詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長。

(議案第29号資料説明)

局長説明のとおり、現在、〇〇の住宅に居住している申  
請人が、妻の家族のいる〇〇〇地区に、妻と子とともに居  
住する住宅を建築するための転用申請です。

本件の転用申請面積は541㎡で、一般住宅の転用面積  
の500㎡までという目安を超えておりますが、当該農地  
はたいへん水はけが悪い土地であり、盛土をして果樹が植  
えられている状況でした。盛土の法面を除くと、使用でき  
る面積は495㎡と、目安となる500㎡を下回っており

ます。転用面積は土地の状況などを考慮しながら転用事業ごとに判断することとされていることから、事前に福井県に相談し、了承を得ております。

この申請地の農地区分につきましては、土地改良により造成された農地であるため、第1種農地に該当します。第1種農地は特定の利用による転用以外は許可できませんが、第1種農地の許可基準である、「住宅に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に当てはまりますので、転用基準に合致するものと考えます。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

細川委員 　　はい、議長。

　　こちら21日に古池委員と現地を確認いたしました。

　　当該農地には隣地に農地がございましたが、計画によりますと、住宅は十分な距離をとって建築する予定とのこと、周辺農地の営農への影響はないものと思われれます。また、申請人は地区内に宅地等を所有しておらず、転用はやむを得ないものと判断いたします。

議長 　　ご報告ありがとうございます。

　　ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

早川委員 　　盛土をして果樹はいつ植えられたのか。畑地変換してすぐに転用してよいのか。また、申請者の住所はこの地域ではないが、「周辺の地域において居住する者」になるのか。

谷口書記 　　果樹を植えた時期の記録はありませんが、盛土は平成30年3月に終了しています。三年経過していますので、農地法第3条の三年三作の目安を準用して耕作していたと認められると判断しました。

　　申請者の妻は当該地域に居住する〇氏の孫であり、妻自身も過去に当該地域に居住していたことから、「周辺地域において居住する者」になると判断いたしました。

- 塩野委員 転用に関して隣地所有者の同意は得ているのか。
- 谷口書記 転用事業内容を隣地農地所有者に説明したという旨の書類を添付して申請していただいています。
- 古池委員 三年三作とは？
- 谷口書記 農地法第3条に農地を取得して三年三作は自作するという目安がありますので、今回の畑地変換に準用し耕作実績があったという判断いたしました。
- 古池委員 三年であれば経過しているのか判断が難しい。これが条件になるのであれば転用できるかできないかに大きくかわることになるが大丈夫か。
- 局長 畑地変換に関しては農地法に規定されたものではなく、町の運用によるものです。畑地変換した後耕作しているかを農地法第3条の目安を準用して考えたものであり、転用に対する法的な制限はございません。投機目的でないことを確認するための目安です。
- 塩野委員 盛土に対する同意書と別に住宅建築に対する同意書があるのか。
- 谷口書記 盛土の同意書は畑地変換の際に提出していただき、今回は転用事業内容についての同意書を提出していただいている。全ての転用申請に対して、事業内容についての同意を取ってもらっています。
- 局長 転用申請の添付書類に「周辺農地への被害防除策を示した書面」があり、それに隣地農地所有者からの同意状況が示してあります。
- 古池委員 今回は法面があるので500㎡を超えていないが、許可後に法面部分を埋めて500㎡以上の宅地を作ってもよいのか。
- 松井委員 次の案件の駐車場と地続きならそれと面積を調整して500㎡以内の宅地として申請できたのでは。

議 長 面積についてはいろいろ意見が出たが、今回はこの申請  
内容で審議を行いたいと思う。

議 長 他にご意見、ご質問がないようですが、ご異議はござい  
ませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第29号 農  
地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転  
許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進  
達するものといたします。

#### [日程 5]

議 長 日程5 議案第30号 農地法第5条第1項の規定によ  
る農地の転用及び所有権移転許可申請審議について を議  
題といたします。

それでは、議案の内容について事務局から説明をお願い  
します。

局 長 はい、議長。

議案第30号は、〇〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地  
に、同じく〇〇〇の〇〇〇〇氏が、自分と家族の車を駐車  
する駐車場を整備するため転用する申請であります。

詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長。

(議案第30号資料説明)

局長の説明のとおり、申請地の道を挟んだ向かい側に居  
住している申請人が自分と家族の車の駐車場を整備するも  
のです。当該農地は議案第29号の申請農地の隣地でござ  
います。

現在、申請人は自分と妻と、同じ敷地内の別棟に居住し  
ている息子と孫の、合計5台の車の駐車スペースを必要と  
していますが、敷地内に家庭菜園を行っており、5台の駐  
車場を確保することが難しく、最近では自宅に接している  
道路に駐車することもあるとのことで、自宅に近い当該農  
地を転用し新たな駐車場を整備するための転用申請です。

この申請地の農地区分につきましては、土地改良により

造成された農地であるため、第1種農地に該当します。第1種農地は特定の利用による転用以外は許可できませんが、第1種農地の許可基準である、「住宅に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に当てはまりますので、転用基準に合致するものと考えます。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

細川委員 　　はい、議長。  
　　こちらも21日に古池委員と当該農地を確認いたしました。当該農地の隣地は農地ですが、法面を設けて駐車場を整備することです。さらに隣地農地は転用申請中ですので、周囲の営農に影響はないことから、転用はやむを得ないものと判断いたします

議長 　　ご報告ありがとうございました。  
　　ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

塩野委員 　　台帳地目、現況ともに畑だが、現況写真は盛土を行っているようだが問題ないのか。

谷口書記 　　さきほどの案件と同じく、畑地変換をして、栗の木を植えており、現況が畑となっています。

塩野委員 　　それは台帳、現況ともに畑になるのか。

谷口書記 　　台帳は法務局の登記地目になります。現況は栗が植わっているため畑とされています。

塩野委員 　　盛土をしていても畑になるのか。

谷口書記 　　畑地変換で申請があり、計画通り栗が植わっているため、違反的な行為ではなく、現況が畑でよいと考えます。

議長 　　他にご意見、ご質問がないようですが、ご異議はござい



日1万5000個の生産を目指す計画です。雇用は地元の方を対象に40名程度予定しています。工場からの排水は浄化槽処理をして〇〇〇に放流しますが、排水量は一日40m<sup>3</sup>程度で、〇〇〇の水質や水量に影響はないと見込まれています。

この申請地の農地区分につきましては、農振農用地であり、原則転用不許可であります。今回の〇〇〇〇の建設は、農業用施設に該当し、例外として認められておりますので、転用基準に合致するものと考えます。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

細川委員 　　はい、議長。  
こちらも21日に古池委員と当該農地を確認いたしました。当該農地の隣地は農地ですが、擁壁及びコンクリートブロックを設置する計画ですので、周囲の営農に影響はないものと考えます。また、立地条件等から見ても、転用はやむを得ないものと判断いたします。

議長 　　ご報告ありがとうございました。  
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

岩崎委員 　　これは行政が関わって誘致した事業なのか。当該農地を紹介したのは町なのか。

局長 　　しごと創生室に申請者から相談があったものです。しごと創生室から関係機関に繋いでいますが、当該農地を選定したのは申請者自身の判断によるものです。

岩崎委員 　　借地期間は。

局長 　　所有者からは30年の期間で契約しています。事業の進み具合によっては延長などの可能性があります。

岩崎委員 　　行政が関わる事業であれば、町内のいろんな地域に企業誘致が分散されるよう考えてほしい。

早川委員 補助金が受けられない場合はこの事業はできるのか。

局長 福井県の補助金を受ける予定です。この補助金を充当して事業を行う予定と聞いていますが、補助金の決定は今後農業委員会を含め各関係機関の許可を受けた後になります。補助金交付の手続きについては平行して進めています。

塩野委員 補助金額はいくらか。単価で決定されるのか。

次長 雇用人数や施設規模によるものと聞いています。

局長 工事規模が22億円です。計画が承認されてから県において決定されます。

松井委員 雇用人数は。

次長 雇用人数は45名で、うち40人は地元雇用と聞いています。

議長 他にご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第31号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものといたします。

議長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了し、令和3年第10回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。